

議員提出議案第十七号

文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区議会議員

萬立幹



国府田

久美子



関川

けさ子



板倉

美千代



文京区議会議長 殿



文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表保育料の部中「一二、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説 明）

区立幼稚園保育料を引上げ前に戻すことにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本案を提出いたします。